# 一制定・改廃の概要一

**条例・規則名** <u>東京都自然公園条例施行規則</u> **公布年月日・番号** 令和6年3月29日・東京都規則第47号

### 1 概要

#### (1) 改正理由

- ア 東京都自然公園条例の一部を改正する条例(以下「一部改正条例」という。) の施行に伴い、東京都立大島公園海のふるさと村セントラルロッジの使用料 の額を改める必要がある。
- イ 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律(令和5年法律第34号。以下「一部改正法」という。)の改正内容を踏まえ、所要の改正を行う必要がある。

#### (2) 改正内容

- ア 特別地域内における許可又は届出を要しない行為に係る規定整備(第 25 条関係)
  - 一部改正法の改正内容を踏まえ、法令名を改正する。
- イ 有料施設の使用料(規則別表第5) 使用料の額を改定する。

## 2 施行日

令和6年4月1日

## 3 間合せ先

環境局自然環境部緑環境課

直通 03-5388-3555

内線 42-641